

## 不使用取消審判と指定商品・指定役務の特定 —三相乳化事件—

知財高判令和3年11月4日（令和3年（行ケ）第10061号）  
裁判所ホームページ

知的財産法研究会  
弁護士法人関西法律特許事務所  
弁護士・弁理士 <sup>たのうえ</sup> 田上 洋平

### 第1 事案の概要

以下の商標登録第4776699号の商標（以下「本件商標」という。）の商標権者であるYに対し、Xがその指定商品中の「第3類『化粧品（界面活性剤を使用せず、その代わりに親水性ナノ粒子の物理的作用力を利用した乳化技術を用いて製造した化粧品を除く。）』」（以下「本件請求商品」という。）についての不使用取消審判（一部取消審判）を請求した（取消2018-300004号。以下「本件審判請求」という。）。

本件判決は、本件審判請求の不成立審決について、XがYに対して提起した審決取消訴訟の判決である。

本件商標  
登録番号 第4776699号  
出願日 平成15年9月25日  
登録日 平成16年6月4日

登録商標

三相乳化

指定商品 第3類 せっけん類、化粧品、香料類

なお、本件審判請求とは別に、平成29年12月28日（本件審判請求と同日）に同一当事者により他に五つの商品についての審判請求（以下の①～⑤）がなされ（あわせて「別件同日審判請求」という）、別件同日審判請求については、それぞれ対象とする指定商品の範囲で本件商標の登録を取り消す旨の審決がされ、それぞれ平成30年10月5日に審判の確定登録がされている。

① 第3類「せっけん類（界面活性剤を使用せず、その代わりに親水性ナノ粒子の物理的作用力

を利用した乳化技術を用いて製造したせっけん類を除く。）」(取消2018-300002号事件)

- ② 第3類「界面活性剤を使用せず、その代わりに親水性ナノ粒子の物理的作用力を利用した乳化技術を用いて製造したせっけん類」(取消2018-300003号事件)
- ③ 第3類「界面活性剤を使用せず、その代わりに親水性ナノ粒子の物理的作用力を利用した乳化技術を用いて製造した化粧品」(取消2018-300005号事件)
- ④ 第3類「香料類(界面活性剤を使用せず、その代わりに親水性ナノ粒子の物理的作用力を利用した乳化技術を用いて製造した香料類を除く。）」(取消2018-300006号事件)
- ⑤ 第3類「界面活性剤を使用せず、その代わりに親水性ナノ粒子の物理的作用力を利用した乳化技術を用いて製造した香料類」(取消2018-300007号事件)

すなわち、本件審判請求と別件同日審判請求をあわせると、本件商標の全ての指定商品に対する不使用取消審判請求がなされていたことになる。

## 第2 審決について

本件審判請求の審決の概要は次のとおりである。

### 「第4 当審の判断

- 1 被請求人提出の証拠及びその主張によれば、以下の事実が認められる。

・・・。

- 2 以上の事実を総合すると、以下のとおり判断することができる。

#### (1) 使用商品について

Yによる使用商品は「スキンミルク」であり、当該「スキンミルク」は、Yの商品パンフレット及びYのウェブページに「人間の皮脂の研究から確立した三相乳化という独自の乳化法を用い、皮脂の組成に限りなく近い成分で作上げた乳液です。」と説明されていることから、これは「三相乳化」と称する乳化法で製造された乳液であるといえる。

なお、Xは、「三相乳化」について紹介された証左(証拠略)を提出し、本件請求商品の括弧書きに係る「界面活性剤を使用せず、その代わりに親水性ナノ粒子の物理的作用力を利用した乳化技術を用いて製造した化粧品」とは、「三相乳化の技術を用いて製造した化粧品」を指称するものであるから、本件請求商品は「三相乳化の技術を用いて製造した化粧品を除いた化粧品」である旨主張する。

しかしながら、Xが提出した証左をみても「三相乳化」という技術についての説明は様々であって、明確な定義がされているとはいえないものであり、「三相乳化」についての明確な定義がない以上、「三相乳化の技術を用いて製造した化粧品」が「界面活性剤を使用せず、その代わりに親水性ナノ粒子の物理的作用力を利用した乳化技術を用いて製造した化粧品」であると認めることはできない。

そうすると、本件の使用商品「スキンミルク」が「三相乳化の技術を用いて製造した化粧品(乳液)」であるということはいい得るものの、本件請求商品の括弧書きに係る「界面活性剤を使用せず、その代わりに親水性ナノ粒子の物理的作用力を利用した乳化技術を用いて製造した化粧品」に含まれる商品とはいえないから、本件請求商品(「化粧品(界面活性剤を使用せず、その代わりに親水性ナノ粒子の物理的作用力を利用した乳化技術を用いて製造した化粧品を除く。))」の範ちゅうに属する商品と認められる。

#### (2) 使用者、使用時期及び使用行為について

・・・。